

「岡部山」事件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成五年十一月十五日

会田長栄

参議院議長原文兵衛殿

「岡部山」事件に関する質問主意書

私は、平成四年五月二五日、参議院決算委員会において、岩手県岩手郡雫石町に所在する通称「岡部山」をめぐる事件について、政府側の対応を質した。同日の私の質疑に対する政府側の答弁は、確定判決により事件は決着済みとの立場での「自信に満ちた」答弁の繰り返しであった。しかし、事件の発端に遡つて経過を追つてみると、国家による国民の私有財産の侵奪という、看過できない事実が浮かび、疑問点が湧いてくる。

そこで私は、国民の権利擁護という立場に立つて、以下、質問する。

一、岩手県岩手郡雫石町に所在する「岡部山」の所有権をめぐって、一国民と国との間に、長い間、紛争が続いてきたが、この事件は、一体どういう事件であったのか。これまでの林野庁の対応及び一審、二審と裁判の経過を追つて、事件の概要と争点を示されたい。

二、林野庁は、係争物件が誰の所有であり、当時、限度額いくらの抵当権が設定されていたか、承知していたかどうか。また、盛岡銀行(現在の岩手銀行)が保管していた、この物件の実測図を承知していたかどうか。

三、昭和三六年三月二八日付けで、農林省が出したと言われる訓令はどのような内容か、その全文を示されたい。なお、この訓令は、どういう背景のもとに、どういう目的で出されたのか、明らかにされたい。

四、国有地と私有地の境界線を当事者の間で確定する場合には、何に基づいて、どういう手続と要件のもとに行われるのか、明らかにされたい。なお、私有地側の立会人がいなくてもいいと考えているのか。

五、本件訴訟は既に確定しているが、裁判の過程において看過できない重要な証言が相次ぎ、また、証拠が示されたと聞く。そこで、次の点について政府の見解を質しておきたい。

1 第一審の盛岡地裁において、林野庁は、「本件係争地の大部分は国有地であり、原告の所
有地は猫の額ほどの登記簿面積十六町歩に過ぎない」と主張し、その証拠として「乙第七号証
(境界査定立会通知書)」と「乙第八号証(同領収書)」を提出して陳述したと言われるが、この
証拠は偽造だったとの疑いが出されている。この点について、政府の認識はどうか。また、
こういう疑いが持たれる原因はどこからきていると考えているか。

2 第二審の仙台高裁で本件審理中の期間に、前記証拠が偽造の疑いがあるとの原告側からの
指摘に驚き、それを隠蔽するために、前記証拠をすり替えたと言われるが、この点について
の政府の認識はどうか。また、こういうすり替える疑いが持たれる原因はどこからきている
と考えているか。

六、「岡部山」をめぐる国との紛争は、解決に至ってないと考える。そこで、本件をめぐる一切の
関係資料、証拠書類の原本は、本件紛争が完全解決に至るまで、政府の責任において保全する

責務があると考えるが、見解はどうか。もし、政府の責任において本件関係書類等の保全が図られず、利害関係者による閲覧等が認められないとする、国民の権利が侵害された場合において、国に救済を求め、そのための「裁判を受ける権利」が保障されないことにもなると考えるが、政府の誠意ある回答を求める。

右質問する。